

令和8年度
飯田市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年8月
飯田市福祉部福祉課

はじめに

少子化高齢化や人口減少が急速に進み、未婚・晩婚化、核家族化など、家族のあり方や地域コミュニティの機能が変化するなか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正（令和2年6月）により重層的支援体制整備事業が創設されました。

これまでの社会保障制度は、生活困窮への救済や自立支援、高齢者又は障がい者への介護や生活支援、子どもや子育てが困難な家庭への支援など、分野ごとに典型的なリスクを対象として、専門的な支援を推進してきました。しかし今日では、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりといった新たな社会問題が顕在化し、身寄りのない方、誰にも頼ることが出来ない方への対応も課題となってきました。

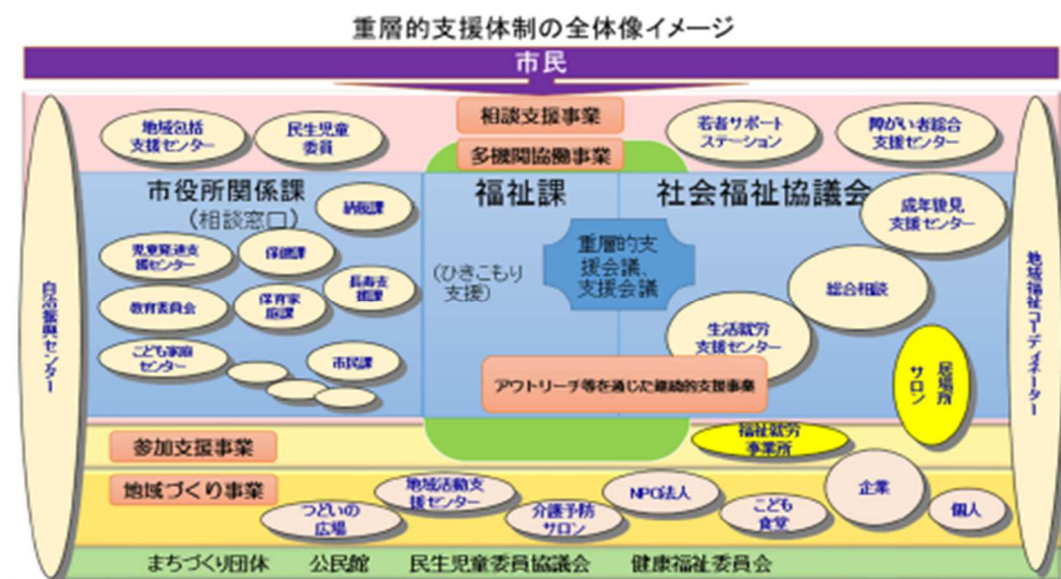
これらは、ひとつの家庭内に複数分野の問題が複雑に絡み合っていたり、既存の福祉制度の狭間となつて問題が深刻化しているなど、従来型の支援体制では対応できない場合があります。また、社会的孤立を背景に、課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

本市では、第3期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和8年度～令和11年度）において、地域社会の変容と、直面する新たな課題に対応するため、地域、行政、関係機関等が協力し、地域共生社会に向けた取組の一環として、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施するものです。

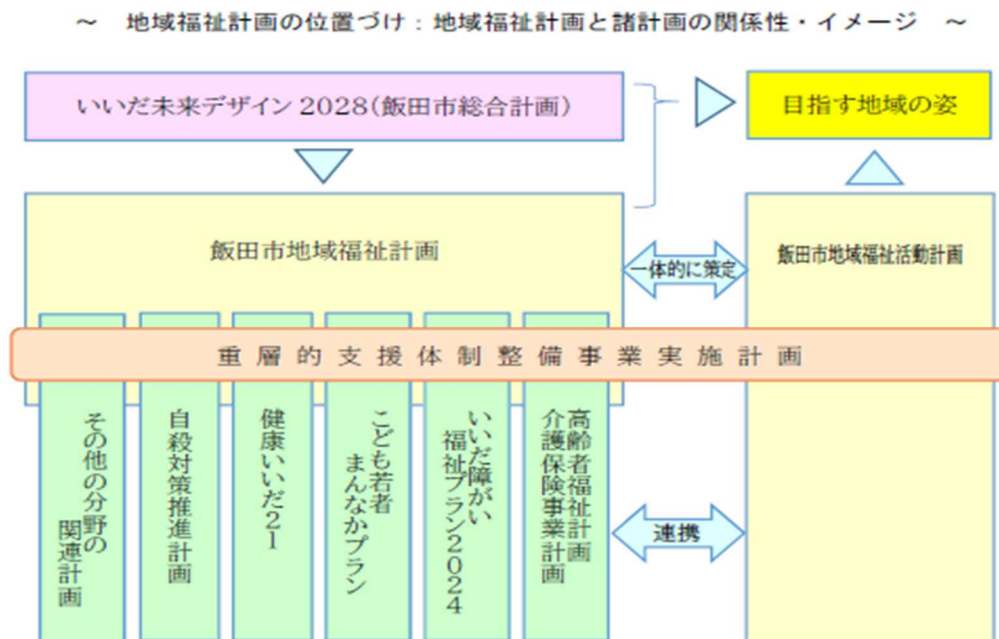
本市においても、この事業への取組を通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指していきます。



2 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5第1項の規定により、重層的支援体制整備を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。上位計画である第3期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画や市の総合計画である「いいだ未来デザイン2028」とも調和・整合性を図ります。



＊第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画より引用

(2) 計画期間

令和8年度（単年度）とします。

(3) 策定方法

福祉部（福祉課、長寿支援課）、こども未来健康部（こども課、健康づくり推進室）及び飯田市社会福祉協議会から構成される庁内関係機関連絡会議で策定します。

3 飯田市における重点取組

(1) 福祉まるごと相談窓口

重層的支援体制整備事業の推進及び進捗管理を行うため、福祉課に重層的支援係を設置し、併せて、市役所本庁舎に「福祉まるごと相談窓口」を開設しました。どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行います。

(2) 断らない相談と伴走型支援

庁内外の各相談窓口が、属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止める断らない相談を実施し、それぞれが“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行います。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行います。

(3) ひきこもり支援

重層的支援体制整備事業を実施するにあたって新たな部署が設置されたことから、重層的支援係が中心となって重点的に取り組みます。窓口での相談のほか、本人や家族の同意のある場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行います。

また、ひきこもり状態にある人の家族を対象とした学習会を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っていきます。

4 重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

設置形態は、既存の拠点の機能は変更せず、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

ア 地域包括支援センターの運営事業（設置箇所数：7）

介護保険法に基づき、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等を配置した地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、総合相談、権利擁護や介護予防に必要な援助等を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援します。

名称	所在地	対象地区	形態
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座3丁目7番地 銀座堀端ビル2階	橋南・橋北・丸山・ 羽場・東野	委託
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎西鼎620番地1アビ タシオン水の手B	鼎	委託
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場406番地31	山本・伊賀良	委託
飯田市まつお地域包括支援センター	松尾代田610番地 学校法人高松学園 飯田自短期大学 旧 学生寮内	松尾・上久堅・下久 堅	委託
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路3467番地2	千代・龍江・竜丘・ 川路・三穂	委託

飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田 317 番地 1	座光寺・上郷	委託
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村・南信濃	委託

イ 相談支援事業（設置箇所数：2 対象地区：市内全域）

障害者総合支援法に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした援助を行います。障がい児者に対する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

名称	所在地	形態
飯田市こども発達センター ひまわり	松尾新井 5933 番地 2	直営 ・ 一部委託
飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	東栄町 3108 番地 1	委託

※長野県や南信州広域連合から委託しています。

ウ 利用者支援事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するため、こども未来健康部を設置し、部長がこども家庭センター長を担います。これにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応します。

こども家庭センター型（設置箇所数：1 対象地区：市内全域）

児童福祉法及び子ども・子育て支援法、母子保健法に基づき、こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく実施します。統括支援員、保健師、助産師、こども家庭支援員等を配置し、妊娠期から子育て期に必要な情報や親子の交流の場の提供、子育てに関する講座や相談に対応します。

名称	所在地	形態
こども課 こども相談係・発達支援係	本町 1 丁目 15 番地 りんご庁舎 2 階	直営
健康づくり推進室 母子保健係・保健指導係	大久保町 2534 番地（保健センター内）	直営

エ 自立相談支援事業（設置箇所数：1 対象地区：市内全域）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、自立に向けた支援を行います。複雑化・複合化している課題に対し、アセスメントを行い、個別状況に応じた支援プランを作成し福祉サービス等の必要なサービスにつなげます。

また、就労支援員による就労支援、家計相談員による家計の立て直しの支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。

名称	所在地	形態
飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田	東栄町 3108 番地 1 さんとぴあ飯田 2 階	委託

(2) 地域づくり事業

各事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけを行います。

ア 地域介護予防活動支援事業【委託】

誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動に対し、地域の実情に応じた支援を行います。

住民主体の介護予防教室を運営するフレイル予防サポーターの養成研修、地域における介護予防活動の立ち上げ支援、ウォーキングによるフレイル予防の実践やボランティア活動に対してポイント付与事業を行います。

イ 生活支援体制整備事業【委託】

飯田市社会福祉協議会に配置した地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターを兼任し、高齢者等の日常生活上の支援体制の充実と社会参加の推進を図ります。

令和 7 年度からかなえ地域包括支援センターに専任の生活支援コーディネーターを配置し、地域の資源やサービスの担い手の把握、ニーズと活動のつながりを強化します。地域の多様な主体と連携し、個々のケアマネジメントの充実を図ることにより、地域の介護予防の体制整備を推進します。

ウ 地域活動支援センター事業（設置箇所数：6 対象地区：市内全域）

障がい者等の通いによる創作的活動または生産活動等の機会の場を設置します。

名称	所在地	設置主体
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	飯田市
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	社会福祉法人
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	NPO 法人
地域活動支援センターオープンハウス バオバブ	高羽町 2 丁目 2 番地 6	NPO 法人
さざんか	今宮町 4 丁目 5601 番地 7	社会福祉法人
地域活動支援センターかなえ	鼎東鼎 311 番地 1	NPO 法人

エ 地域子育て支援拠点事業（設置箇所数：9 対象地区：市内全域）

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点（子育てつどいの広場）を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、地域の子育て関連情報

の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

名称	所在地	運営主体
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	NPO法人
子育てサロンおしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	NPO法人
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 育良保育園併設	社会福祉法人
ひだまりサロン	鼎名古熊 2092 番地 4 稲丘会館 2 階	NPO法人
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 飯田市千代公民館内	社会福祉法人
わいわいひろば	松尾代田 610 番地 飯田短期大学地域響流館内	学校法人
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5500 番地 1 かざこし子どもの森公園なかまの館内	その他
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241 番地 1 飯田市上郷地域休養施設内	その他
KanKan リトルジャイアント (出張ひろば: KanKan リトルスキッパー)	伊豆木 5444 番地 1 (川路 4992 番地 5 天龍峡温泉交流館 ご湯つくり内)	その他

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

飯田市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターの設置を委託し、市内 20 地区に配置する中で地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた検討を行う取組を進めます。住民支え合いマップの作成及び更新等の活動を通じ、地域住民組織、福祉サービス事業者等と連携することにより、地域の支援システムづくりを推進します。

(3) 多機関協働事業等

多機関協働事業等のうち、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の一部及び参加支援事業の全部を委託して実施します。

ア 多機関協働事業【直営】

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがある事例で、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、当該事例に係る支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体に係る種々の調整を行います。

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【一部委託】

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し支援を届けます。まずは、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

また、対象者に関する情報を幅広く収集するため、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える人の存在に気づき、相談しやすい連携体制の構築を進めていきます。

委託先：飯田市社会福祉協議会

ウ 参加支援事業【委託】

既存の各制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある事例について、支援対象者本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、一人一人に合わせた居場所を提供するため、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを提示します。社会参加の場につながった後は、社会参加に係るニーズが満たされているか等の観点からフォローアップを行います。

委託先：飯田市社会福祉協議会

5 各種会議

(1) 重層的支援会議

本人から同意の得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、重層的支援係が会議の調整等を行います。

また、まいさ飯田支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会も、取り扱う内容により重層的支援会議として位置付けます。

(2) 支援会議

本人から同意が得られていないが緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、飯田市重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱（飯田市告示第 169 号）に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

(3) 庁内関係機関連絡会議

福祉部（福祉課、長寿支援課）、こども未来健康部（こども課、健康づくり推進室）及び飯田市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画の策定等を行います。

(4) 地域福祉課題検討会

重層的支援体制整備事業開始前の令和元年度から、市内 20 地区を単位とし、地域住民が地域の福祉課題に気づき、共有し、解決に向けて取り組んでいくための場として、地域福祉課題検討会の取組を進めています。参集範囲は、健康福祉委員、民生児童委員、飯田市社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政等を基本とし、地域の実情に応じて柔軟に実施することとしています。

地域福祉課題検討の開催を通じて、地域住民主体の新たな社会資源の開発を進めていきます。